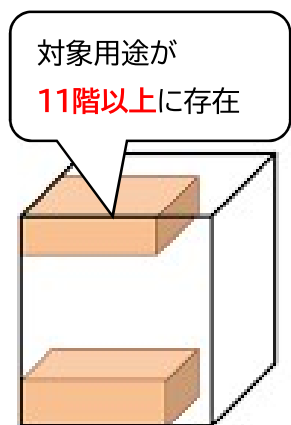


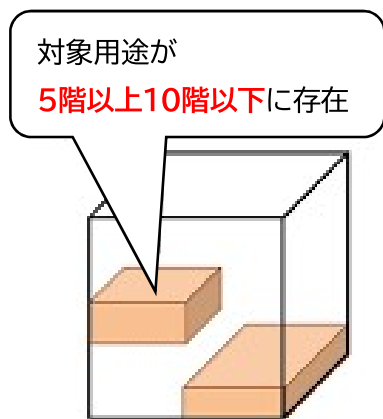
大規模複合用途防火対象物で、以下の図に該当する場合は、防災管理者が必要な建物となります。

なお、防災管理者が必要な建物では、**すべてのテナント**で防災管理者の選任が必要です。

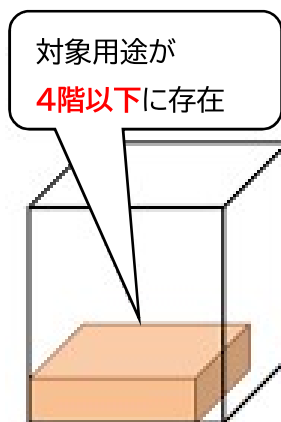
防災管理者になるには、甲種防火管理者資格が必要となりますので、乙種防火管理者の資格区分に該当する場合であっても、甲種防火管理者講習の受講をお願いいたします。



対象用途の床面積を合算し、1万㎡以上



対象用途の床面積を合算し、5万㎡以上



対象用途の床面積を合算し、2万㎡以上

対象用途	
劇場等(1項)	風俗営業店舗等(2項)
飲食店等(3項)	百貨店等(4項)
ホテル等(5項イ)	病院・社会福祉施設等(6項)
学校等(7項)	図書館・博物館等(8項)
公衆浴場等(9項)	車両の停車場等(10項)
神社・寺院等(11項)	工場等(12項)
駐車場等(13項イ)	その他の事業場等(15項)
文化財である建築物(17項)	
地下街(16項の2)	

※ なお、今年度は市内において、甲種防火管理者と防災管理者の資格を同時に取得する「防火・防災管理新規講習」を、(一財)日本防火・防災協会主催で開催しますので、防災管理者の資格も必要な場合は、そちらの受講をご検討ください。詳細は、(一財)日本防火・防災協会のホームページをご覧ください。

※ 尼崎市消防局での受付は行いません。

受講申込み及び問い合わせ等に関しては、(一財)日本防火・防災協会のホームページをご確認ください。

